

議案第 3 2 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 2 3 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 1 4 年日出町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(3) 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 3 条の 3 第 1 項に規定する連合組織で同項の規定による届出をしたもので規則で定めるもの
第 7 条を次のように改める。

（職員派遣の期間中に退職した派遣職員に関する退職手当の算定の基礎となる給料月額の特例）

第 7 条 派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合に支給する大分県退職手当組合退職手当支給条例（昭和 3 7 年大分県退職手当組合条例第 1 号）の規定による退職手当の算定の基礎となる給料月額については、他の職員との権衡上必要があると認められるときは、前条の規定の例により、その額を調整することができる。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

公益的法人等へ派遣する職員の派遣先を追加するため条例を整備したいので提出する。